

釧路川流域委員会設置要領

（目的）

第1条 この要領は、釧路川の整備の現状及び将来の状況を考慮して河川整備計画を作成するため、北海道開発局と北海道が共同で釧路川流域委員会を設置することを定めるとともに、その審議事項等を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 北海道開発局及び北海道は共同で、釧路川流域委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 釧路川河川整備計画の案に関する北海道開発局長（以下「局長」という。）及び北海道知事（以下「知事」という。）への意見
- (2) 釧路川河川整備計画の案に係る住民等からの意見聴取の結果に関する局長及び知事への助言

（組織）

第4条 委員会は、学識経験を有する者等のうちから釧路開発建設部長及び釧路土木現業所長が委嘱する者をもって組織する。

- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により選出し、委員会の事務を総括する。
- 5 副委員長は、委員の中から委員長があらかじめ指名し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。
- 6 委員会は必要に応じ、部会を設置することができる。

（議事等）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、原則として公開するものとする。
- 4 河川管理者は、委員から説明等を求められたとき、委員長の許可を得たとき等において、説明、意見の表明等を行うことができる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、専門家、地域住民等からの意見聴取、関係資料の提出その他必要な措置を講ずることを局長及び知事に要請することができる。

（委員会に関する事務の処理）

第6条 委員会に関する事務は、北海道開発局釧路開発建設部治水課及び北海道釧路土木現業所治水課が共同で処理する。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成14年10月18日から施行する。

釧路川流域委員会運営要領

本運営要領は、釧路川流域委員会設置要領（平成14年10月18日付け、以下「設置要領」という。）に基づき、釧路川流域委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

1. 委員会の運営に関する事項

(1) 委員長の選出

委員長を小磯委員とする。

(2) 副委員長の指名

副委員長を辻井委員と内島委員とする。

(3) 会議の記録

事務局は、会議の議事内容について、その議事録を作成し、委員長の確認を得なければならない。

(4) 会議の公開

会議については、公開で審議する。

(5) 会議資料等の公開

会議資料・議事概要は公開とし、事務局はホームページ等での閲覧が可能となるような措置を講ずる。但し、委員長が個人情報等公開することが適当でない判断したものについては、公開しないものとする。

(6) 委員会の事務

事務局は、委員長の指示を受けて以下の事務を行う。

① 会議資料(案)の作成

② 議事概要(案)の作成

③ 会議内容のとりまとめ及び公表資料(案)の作成

④ その他

2. 運営要領の見直し

本運営要領は、必要が生じた場合は見直すことができるものとする。

3. 施行期日

本運営要領は、平成14年10月18日から施行する。